

「託送供給等約款」の主な変更概要

1. 特例需要場所の拡大等

契約者から申し出があり、かつ、レジリエンスの向上、環境適合性または電力システムの経済性に資する設備を設置するものであること等、国が定める要件を満たす場合に、1 需要場所に複数引込により供給（特例需要場所を設定）すること等を可能とする旨の見直しを行います。

2. 再生可能エネルギー出力抑制時に自家発補給電力を使用する場合の特別措置の設定

契約者から申し出があり、かつ、当社が再生可能エネルギーの出力制御の可能性があることを公表した日時に、自家発補給に係る契約を締結している供給地点で自家発補給電力を使用する場合に、当該地点に係る自家発補給電力の基本料金を半額とする特別措置を設定します。

3. 再生可能エネルギーの出力予測誤差に対応する調整力の確保費用に係る取扱いの規定

FIT 交付金から一般送配電事業者に拠出されることとなる、再生可能エネルギーの出力予測誤差に対応する調整力の確保費用のうち、小売電気事業者経由で交付される額について、当社と小売事業者との間で精算を行う旨の規定を設けます。

4. 損失率の見直し

損失率について、過去3年分の実績平均値に見直します。

電 圧	現 行	見直し後
低圧で供給する場合	7.6%	7.6%
高圧で供給する場合	4.3%	4.5%
特別高圧で供給する場合	1.9%	2.2%

以 上